

教 生 学 第 995 号
令和2年(2020年)2月26日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 田 中 賢 一

学習指導案集のホームページ掲載について(通知)

このことについて、内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室から事務連絡がありましたので通知します。

つきましては、教育現場等において拉致問題を取り上げる際の参考とするようお願いいたします。

担 当 : 生徒指導・学校安全グループ
主 査 瀬 越 義 範
T E L : 011-231-4111
内 線 : 35-673
E-mail : segoshi.yoshinori@pref.hokkaido.lg.jp



事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 1 8 日

各都道府県教育委員会人権教育担当課
各指定都市教育委員会人権教育担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校主管課
附属学校を置く各公立大学法人附属学校主管課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の主管課

御中

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室

学習指導案集のホームページ掲載について（お知らせ）

平素より北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けた理解啓発に御協力いただき御礼申し上げます。

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府としては、最重要課題と位置付け、その解決に向けて全力で取り組んでいるところ、これまで拉致問題について触れる機会の少なかった若い世代への啓発が重要な課題となっており、従来から児童生徒が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考える契機としていただくため、映像作品等の学校等における活用の促進について、各都道府県教育委員会等を通じて、学校等の関係機関に周知いただきました。

今般、実際に授業でどのように拉致問題を扱ってよいかわからない等のご意見が学校等から寄せられたこともあり、平成30年度に実施した「拉致問題に関する教員等研修」の研修の一環として作成された学習指導案の中から、汎用性が高く教育現場等において拉致問題を取り上げる際の参考になると思われるものを、文部科学省に御協力いただきながら選定し、学校種ごとに数例ずつホームページ (<https://www.rachi.go.jp>) 上で紹介することとしました。 (<https://www.rachi.go.jp/jp/shisei/gakushusidou.html>)

つきましては、拉致問題の重大さを一層御認識いただき、一人でも多くの児童生徒等に拉致問題について関心を持っていただけるよう、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に、各都道府県におかれては所轄する学校に、各附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人におかれては附属学校に、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校に周知していただけますと幸甚です。

【お問合せ先】

内閣官房 拉致問題対策本部事務局政策企画室

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL 03-3581-8898 (直通) FAX 03-3581-6011

E-mail g.rachi@cas.go.jp

拉致問題ホームページURL <https://www.rachi.go.jp>